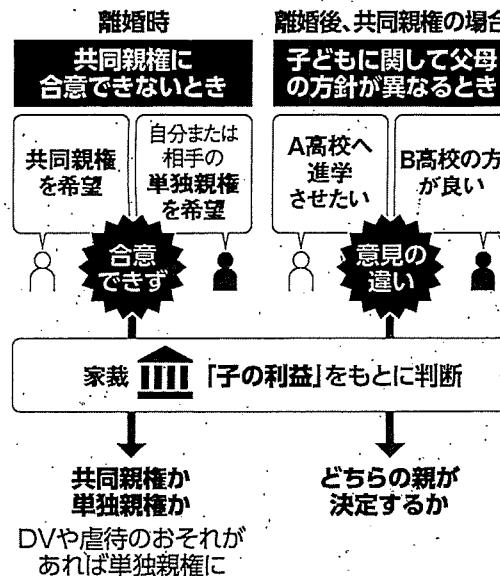


離婚後の子育てをめぐる裁判所の関わり



共同親権 衆院可決

父母間調整 家裁増す役割

改正案では裁判を経て離婚する場合だけではなく、協議離婚でも共同親権とするかどうかで父母の意見が異なる場合には家裁が親権について決めるとしている。また、離婚後に共同親権となつた父母が、子どもの進学や転居をめぐって折り合いがつかないときにも、父母からの請求を受けた家裁が、父母どちらが決めのかを判断する。

家裁の役割についての論点の一つが、負担増に応えられるだけの体制を整えられるかどうかだ。

最高裁によると、親子の面会交流や養育費、監護（養育）を巡る調停や審判の申立件数は202

最高裁によると、親子の面会交流や養育費、監護（養育）を巡る調停や審判の申立件数は2022年で約4万4千件と10年前から1割増。1件あたりの審理期間も3ヶ月ほど延び、平均8・5ヶ月と長期化している。

東京家裁で調停委員を務めてきた大伏由子・慶應大名誉教授（家族法）は、3日の衆院法務委員会に参考人として出席。制度導入は賛成どしつ、「家裁の役割増大が見込まれ、人的・物的な充実のため予算措置を講じるべきだ」と訴えた。

大伏氏は、21年の最高裁の国会答弁をもとに、東京家裁の裁判官は1人あたり約500件の事件を担当していると説明。調査官も人数が限られているほか、調停に使える部屋も足りず、期日を先延ばしにするケースもあると述べた。

一方の親による家庭内暴力（DV）や虐待のリスクを家裁が見極められるかどうかも課題だ。改正案は、家裁が親権者を定める際に、父母間や親子間で、直接的な暴力とともに、心身に有害な影響を及ぼす言動など

の恐れがあれば、単独親権とするよう定めている。ただ、DVの被害経験者の中には、家裁に被害を理解してもらいにくいとの声も根強い。

法務委の参考人質疑で、DVや虐待リスクへの家裁の対応能力を問われた大伏氏は、「十分に判断できているかと言うと、まだそこまでいっていいかもしない」との見解を示した。ただ、こうした被害が主張されているケースでは、調停の当初から精神科医や調停官を立ち合わせるなど、運用を強化しているとも説明した。

最高裁は法務委で、家事調停において、裁判官と同等の権限を一部の弁護士に持たせる「家事調停官」を増やす考えを明らかにした。

あるベテラン裁判官は、離婚をめぐって調停や裁判にまで発展するのは現状で1割程度にとどまっていることなどを踏まえ、「（法改正によって）事案は増えるだろうが、劇的に増加するとは思えない」との見方を示す。ただ、体制をさらに充実させる必要はあるとも指摘。刑事、民事分野の事件数が減少していることから、裁判官の配置を見直し、家裁に裁判官を手厚く振り向けるなどの対応が考えられるなど

DV・虐待リスク見極めも 体制強化課題